

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

資料 1-4

旧頁	旧	新	備考
<p>P1 第1章 第1節 地震による被災をふせぐ</p>	<p>1. 緊急地震速報を利用する【市民・企業】 (中略)</p> <p>(1) 緊急地震速報の種類と伝達方法 緊急地震速報は、以下のように大きく分けて2種類の情報伝達システムがあり、発表の基準や伝達方法が異なります。</p> <p>ア 緊急地震速報（警報） 警報は、国内で予想される最大震度が5弱以上の場合に、震度4以上の揺れの強さが予想される地域（宮城県中部）に対して発表されます。仙台市では、NTTドコモのエリアメール、KDDI(au)、ソフトバンク等の緊急速報メールが設定されている機種携帯電話・スマートフォン等に対して、震度4以上の揺れが予想される地域にいる場合に自動的にメールが送信されます。また、テレビやラジオ等でも該当する地域のローカル局（NHKは全国一律）に即座に発表されます。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>1. 緊急地震速報を利用する【市民・企業】 (中略)</p> <p>(1) 緊急地震速報の種類と伝達方法 緊急地震速報は、以下のように大きく分けて2種類の情報伝達システムがあり、発表の基準や伝達方法が異なります。</p> <p>ア 緊急地震速報（警報） 警報は、国内で予想される最大震度が5弱以上の場合に、震度4以上の揺れの強さが予想される地域（宮城県中部）に対して発表されます。仙台市では、NTTドコモのエリアメール、KDDI(au)、ソフトバンク <u>及び楽天モバイル</u>等の緊急速報メールが設定されている機種携帯電話・スマートフォン等に対して、震度4以上の揺れが予想される地域にいる場合に自動的にメールが送信されます。また、テレビやラジオ等でも該当する地域のローカル局（NHKは全国一律）に即座に発表されます。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>緊急速報メール 配信事業者の追加</p>
<p>P7 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 地震災害等における避難時の原則</p> <p>ア ～ エ 略</p> <p>オ 次のような必要最小限のものを携行します。</p> <div data-bbox="409 1388 1412 1661" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【携行品例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の充電器、現金等</li> <li>○ 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等</li> <li>○ 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載） など</li> </ul> </div> <p>(4) 略</p>	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 地震災害等における避難時の原則</p> <p>ア ～ エ 略</p> <p>オ 次のような必要最小限のものを携行します。</p> <div data-bbox="1567 1388 2570 1661" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【携行品例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の充電器、現金、<u>マスク、体温計、石けん、消毒液</u>等</li> <li>○ 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等</li> <li>○ 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載） など</li> </ul> </div> <p>(4) 略</p>	<p>感染症対策としてマスク、体温計、石けん、消毒液の追加</p>
<p>P32 第2章 第2節 災害対策活動</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、津波注意報が発表されたとき「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。 (資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、津波注意報が発表されたとき「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。 (資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p>	

旧頁	旧	新	備考
<p>体制</p>	<p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">       警戒本部長：危機管理監        警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長        警戒部長：危機管理室危機管理課長、危機管理室防災計画課長、        危機管理室減災推進課長、総務局広報課長     </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">       区警戒本部長：まちづくり推進部長        区警戒副本部長：区民部長        区警戒部長：区民生活課長        まちづくり推進課長     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;">       警戒対象部局関係課長     </div> </div> <p>(4) ~ (8) 略</p> <p>(9) 区災害警戒本部</p> <p>区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。</p> <p>ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。</p> <p>イ 区警戒本部は、区の区民部長を区警戒本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒副本部長とする。</p> <p>ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。</p> <p>エ 区長は、区警戒本部を設置又は廃止した場合、直ちに危機管理監に報告する。</p> <p>(10) 略</p>	<p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">       警戒本部長：危機管理監        警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長        警戒部長：危機管理室危機管理課長、危機管理室防災計画課長、        危機管理室減災推進課長、総務局広報課長     </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">       区警戒本部長：まちづくり推進部長        区警戒副本部長：区民部長        区警戒部長：区民生活課長        総務課長        まちづくり推進課長     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;">       警戒対象部局関係課長     </div> </div> <p>(4) ~ (8) 略</p> <p>(9) 区災害警戒本部</p> <p>区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。</p> <p>ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。</p> <p>イ 区警戒本部は、区の<u>まちづくり推進部長</u>を区警戒本部長、<u>区民部長</u>を区警戒副本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒部長とする。</p> <p>ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。</p> <p>エ 区長は、区警戒本部を設置又は廃止した場合、直ちに危機管理監に報告する。</p> <p>(10) 略</p>	<p>仙台市災害警戒本部運営要領に基づいた修正</p>
<p>P41 第2章 第3節 職員の配備・ 動員計画</p>	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。</p> <p style="text-align: right;">(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p>	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。</p> <p style="text-align: right;">(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p>	

旧頁	旧	新	備考																																										
P43 第2章 第3節 職員の配備・ 動員計画	<p style="text-align: center;"><b>&lt;非常配備基準&gt;</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常1号配備</td> <td>           (1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき            (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき            (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき            (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く）            (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき            (6) その他市長が必要と認めたとき         </td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常2号配備</td> <td>           (1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき            (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき            (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき            (4) その他市長が必要と認めたとき         </td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常3号配備</td> <td>           (1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき            (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき            (3) その他市長が必要と認めたとき         </td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。</p>	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者： 災害対策本部長			<p style="text-align: center;"><b>&lt;非常配備基準&gt;</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常1号配備</td> <td>           (1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき            (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき            (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき            (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く）            (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき            (6) その他市長が必要と認めたとき         </td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常2号配備</td> <td>           (1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき            (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき            (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき            (4) その他市長が必要と認めたとき         </td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常3号配備</td> <td>           (1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき            (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき            (3) その他市長が必要と認めたとき         </td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防部、水道部、交通部、ガス部、市立病院部、<u>子供未来部（保育所）及び教育部（学校）</u>の非常配備編成は、別に定める。</p>	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	発令者： 災害対策本部長			非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者： 災害対策本部長			<p>非常配備等に関する要領に基づいた修正</p>
配備区分	配備基準	配備体制																																											
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
配備区分	配備基準	配備体制																																											
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																											
発令者： 災害対策本部長																																													
P46 第2章 第4節 避難計画	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>〔災対本部事務局、健康福祉部、都市整備部、消防部、各部、区本部、宮城県警察本部〕</b></p> <p>本節では、地震発生後の火災や家屋の倒壊等により、被害の拡大等が予測される場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。</p> <p>なお、沿岸部における津波警報等発表時の避難計画については、第5節「津波災害応急計画」に別途定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>〔災対本部事務局、健康福祉部、<u>経済部</u>、都市整備部、消防部、各部、区本部、宮城県警察本部〕</b></p> <p>本節では、地震発生後の火災や家屋の倒壊等により、被害の拡大等が予測される場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。</p> <p>なお、沿岸部における津波警報等発表時の避難計画については、第5節「津波災害応急計画」に別途定める。</p>	<p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p>																																										

旧頁	旧	新	備考																		
P46 第2章 第4節 避難計画	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="314 279 1433 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 279 549 338">実施機関</th> <th data-bbox="549 279 1433 338">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 338 549 459">災対本部事務局</td> <td data-bbox="549 338 1433 459"> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること</li> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 459 549 518">健康福祉部</td> <td data-bbox="549 459 1433 518"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 518 549 674">都市整備部</td> <td data-bbox="549 518 1433 674"> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> <li>宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p><b>2. 避難勧告等の実施</b> 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準</p> <p>(中略)</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。  <del>(資料6-18「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</del></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p><b>3. 警戒区域の設定</b> 【災対本部事務局、都市整備部、消防部】</p> <p>災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>警戒区域設定は、消防部及び都市整備部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること</li> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</li> </ul>	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> <li>宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> </ul>	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="1472 279 2591 827"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 279 1706 338">実施機関</th> <th data-bbox="1706 279 2591 338">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 338 1706 459">災対本部事務局</td> <td data-bbox="1706 338 2591 459"> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること</li> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 459 1706 518">健康福祉部</td> <td data-bbox="1706 459 2591 518"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 518 1706 674"><u>経済部</u></td> <td data-bbox="1706 518 2591 674"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>防災重点ため池の決壊に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u></li> <li><u>防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 674 1706 827">都市整備部</td> <td data-bbox="1706 674 2591 827"> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> <li>宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p><b>2. 避難勧告等の実施</b> 【災対本部事務局、<u>経済部</u>、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準</p> <p>(中略)</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。  <u>(資料6-17「防災重点ため池一覧」参照)</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p><b>3. 警戒区域の設定</b> 【災対本部事務局、<u>経済部</u>、都市整備部、消防部】</p> <p>災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>警戒区域設定は、消防部及び<u>経済部</u>、都市整備部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること</li> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</li> </ul>	<u>経済部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>防災重点ため池の決壊に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u></li> <li><u>防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u></li> </ul>	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> <li>宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> </ul>	<p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p> <p>参照資料の修正</p> <p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p> <p>防災重点ため池に係る担当部の追加</p>
実施機関	担当業務																				
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること</li> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</li> </ul>																				
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</li> </ul>																				
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> <li>宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> </ul>																				
実施機関	担当業務																				
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること</li> <li>避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること</li> </ul>																				
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の避難支援の総括に関すること</li> </ul>																				
<u>経済部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>防災重点ため池の決壊に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u></li> <li><u>防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</u></li> </ul>																				
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地災害に伴う避難勧告等の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> <li>宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</li> </ul>																				

旧頁	旧	新	備考																																																						
P55 第2章 第5節 津波災害応急計画	<p><b>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕</b></p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <p style="text-align: center;"><b>《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》</b></p> <table border="1" data-bbox="311 976 1451 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ(※)</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p style="text-align: center;">イ 略</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ(※)		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p><b>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕</b></p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため</u>、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <p style="text-align: center;"><b>《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》</b></p> <table border="1" data-bbox="1469 1018 2608 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m&lt;予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m&lt;予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m&lt;予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m&lt;予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除	<p>表現の修正</p> <p>表記の適正化</p>
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ(※)		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																				
		5m<高さ≤10m	10m																																																						
		3m<高さ≤5m	5m																																																						
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																				
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																					
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																					
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																							
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																							
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除																																																					

旧頁	旧	新	備考																						
<p>P57 第2章 第5節 津波災害応急 計画</p>	<p>(2) 津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p>ア 津波情報の種類と発表内容</p> <p style="text-align: center;"><b>《津波情報の種類と発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="326 766 1439 1207"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表[発表される津波の高さの値は、《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》表参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第1波到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</li> <li>最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を公表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表[発表される津波の高さの値は、《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》表参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<p style="text-align: right;"><u>されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u></p> <p>※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p>ア 津波情報の種類と発表内容</p> <p style="text-align: center;"><b>《津波情報の種類と発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="1484 766 2597 1207"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)</u></td> <td><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> <td><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)</u></td> </tr> <tr> <td><u>沖合の津波観測に関する情報</u></td> <td><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</u></p> <p><u>(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</u></p> <p><u>(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</u></li> <li><u>最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を公表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></li> </ul>	情報の種類	発表内容	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表</u>	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)</u>	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)</u>	<p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化</p>
情報の種類	発表内容																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表[発表される津波の高さの値は、《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》表参照]																								
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																								
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																								
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																								
情報の種類	発表内容																								
<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表</u>																								
<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>																								
<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)</u>																								
<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)</u>																								

旧頁	旧	新	備考																																																																
P57 第2章 第5節 津波災害応急 計画	<p style="text-align: center;"><b>《最大波の観測値の発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="359 285 1448 606"> <thead> <tr> <th>津波警報等の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>《沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="359 1182 1448 1677"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p>	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内 容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p style="text-align: center;"><b>《最大波の観測値の発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="1516 285 2605 606"> <thead> <tr> <th>津波警報等の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。</li> <li>・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>《沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="1516 1182 2605 1677"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>イ 略</p>	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内 容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化</p>
津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内 容																																																																	
大津波警報	1m超	数値で発表																																																																	
	1m以下	「観測中」と発表																																																																	
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																																																	
	0.2m未満	「観測中」と発表																																																																	
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																																																	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																																																	
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																																	
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																																	
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	
津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内 容																																																																	
大津波警報	1m超	数値で発表																																																																	
	1m以下	「観測中」と発表																																																																	
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																																																	
	0.2m未満	「観測中」と発表																																																																	
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																																																	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																																																	
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																																	
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																																																	
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																	

旧頁	旧	新	備考																		
P59 第2章 第5節 津波災害応急 計画	<p>(3) 津波予報</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;"><b>《津波予報の発表基準と発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="320 449 1436 848"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p> <p>(5) 津波警報等の収集伝達</p> <p>消防部は、仙台管区气象台、宮城県及び宮城県警察本部等から伝達される津波警報等を受信した場合は、次の伝達系統に基づき、関係する部、区本部及び市民に対し速やかに情報を伝達する。</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表	<p>(3) 津波予報</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;"><b>《津波予報の発表基準と発表内容》</b></p> <table border="1" data-bbox="1478 449 2516 827"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき<sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき<sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 津波警報等の収集伝達</p> <p>消防部は、仙台管区气象台、宮城県及び宮城県警察本部等から伝達される津波警報等を受信した場合は、次の伝達系統に基づき、関係する部、区本部及び市民に対し速やかに情報を伝達する。</p>	発表基準	内容	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表	<p style="text-align: center;">表記の適正化</p>
	発表基準	発表内容																			
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																			
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																			
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表																			
発表基準	内容																				
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																				
0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																				
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <sup>(注)</sup> (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表																				



旧頁	旧	新	備考
P60 第2章 第5節 津波災害応急計画	<p style="text-align: center;"><b>〈津波警報等の伝達系統図〉</b></p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。            注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p>	<p style="text-align: center;"><b>〈津波警報等の伝達系統図〉</b></p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。            注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p>	表記の適正化
P64 第2章 第6節 帰宅困難者対策	<p><b>5. 旅行者への対策【文化観光部】</b></p> <p><del>旅行者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、帰宅困難となった観光客等への一時的な宿泊場所の提供が必要な場合は、観光関連機関と連携し対応に努める。</del></p>	<p><b>5. 旅行者への対策【文化観光部】</b></p> <p><u>観光客の帰宅困難者に、一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し対応に努める。</u></p>	表現の修正
P65 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	<p><b>1. 災害情報の収集・伝達</b></p> <p>震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1) 略            (2) 災対本部が行う情報収集            ア 略</p>	<p><b>1. 災害情報の収集・伝達</b></p> <p>震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1) 略            (2) 災対本部が行う情報収集            ア 略</p>	

旧頁	旧	新	備考																																																																						
<p>P67 第2章 第7節 災害情報の収 取伝達計画</p>	<p>イ 防災関係機関からの情報収集 災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。</p> <table border="1" data-bbox="320 369 1436 1360"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災対本部 事務局</td> <td>気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)仙台支社</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県総務部危機対策課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医療施設の被害と診療状況等</td> <td>仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>県管理砂防施設等の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建設部</td> <td>国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所 大河原土木事務所</td> </tr> <tr> <td>東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等</td> <td>NEXCO東日本(株)東北支社</td> </tr> <tr> <td>国管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等</td> <td>市内各警察署</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング			健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会	都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所	建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所	区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署	<p>イ 防災関係機関からの情報収集 災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。</p> <table border="1" data-bbox="1478 369 2594 1394"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">災対本部 事務局</td> <td>気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 <b>東北電力ネットワーク(株)宮城支社</b> NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)仙台支社</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県総務部危機対策課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医療施設の被害と診療状況等</td> <td>仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>県管理砂防施設等の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">建設部</td> <td>国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所 大河原土木事務所</td> </tr> <tr> <td>東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等</td> <td>NEXCO東日本(株)東北支社</td> </tr> <tr> <td>国管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>県管理河川の被害と復旧状況等</td> <td>仙台土木事務所</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等</td> <td>市内各警察署</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	収集担当	収集する情報	収集先	災対本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 <b>東北電力ネットワーク(株)宮城支社</b> NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング			健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会	都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所	建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所	区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署	<p>分社化・指定公 共機関指定に伴 う記載追加</p>
収集担当	収集する情報	収集先																																																																							
災対本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台																																																																							
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																																																							
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社																																																																							
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課																																																																							
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																																								
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会																																																																							
都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所																																																																							
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																																							
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所																																																																							
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社																																																																							
	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																																							
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所																																																																							
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署																																																																							
収集担当	収集する情報	収集先																																																																							
災対本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台																																																																							
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 <b>東北電力ネットワーク(株)宮城支社</b> NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																																																							
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社																																																																							
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課																																																																							
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																																								
	健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会																																																																						
都市整備部	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所																																																																							
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																																							
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所																																																																							
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社																																																																							
	国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 仙台河川国道事務所																																																																							
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所																																																																							
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署																																																																							
<p>P70 第2章 第7節 災害情報の収 集伝達計画</p>	<p>2. 通信手段の確保 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 無線通信網の利用 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p>ア 防災行政用無線等</p> <p>①仙台市防災行政用無線（デジタル移動通信系） 災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信</p>	<p>2. 通信手段の確保 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 無線通信網の利用 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p>ア 防災行政用無線等</p> <p>①仙台市防災行政用無線（デジタル移動通信系<b>及びIP系</b>） 災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信</p>	<p>IP無線の追加</p>																																																																						

旧頁	旧	新	備考
	<p>(資料 4-1「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照)</p> <p>② ～ ④ 略</p> <p>イ ～ ウ 略</p> <p>(5) ～ (6) 略</p>	<p>(資料 4-1「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照)</p> <p>② ～ ④ 略</p> <p>イ ～ ウ 略</p> <p>(5) ～ (6) 略</p>	
<p>P72</p> <p>第 2 章</p> <p>第 7 節</p> <p>災害情報の収集伝達計画</p>	<p>4. 被害状況等の報告</p> <p>(1) 災对本部事務局に対する報告</p> <p>ア 略</p> <p>イ 報告の方法</p> <p>各部及び区本部は、被害状況等を各様式により FAX で報告するものとする。</p> <p>ただし、文書により報告するいとまがない場合は、速報として電話及び防災行政用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。</p> <p>①被害状況報告（様式 1-1 及び 1-2、様式 4～8）</p> <p>各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。</p> <p>また、災对本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。</p> <p>②災害発生状況報告（様式 2）</p> <p><del>災害初動期の段階で、災害発生的事实を迅速に把握した後、直ちに報告する。</del></p> <p><del>（消防部は指令書による報告も含む。）</del></p> <p><del>また、経過、応急対策の実施状況及び被害等が判明した時点で、更に報告する。</del></p> <p>③ 略</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p>4. 被害状況等の報告</p> <p>(1) 災对本部事務局に対する報告</p> <p>ア 略</p> <p>イ 報告の方法</p> <p>各部及び区本部は、被害状況等を各様式に記載し、災对本部事務局が指定するフォルダに格納して報告するものとする。</p> <p>ただし、文書により報告するいとまがない場合は、速報として電話又は防災行政用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。</p> <p>①被害状況報告（様式 1-1 及び 1-2、様式 4～8）</p> <p>各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。</p> <p>また、災对本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。</p> <p>②災害発生状況報告（様式 2）</p> <p><u>災害の状況等により、災对本部事務局から指示があった場合は、被害状況報告（様式 1-1 及び 1-2）とは別に、災害の概要、応急対策の実施状況の経過等を記載して報告する。</u></p> <p>③ 略</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p>報告方法の変更</p>
<p>P78</p> <p>第 2 章</p> <p>第 8 節</p> <p>災害広報・広聴計画</p>	<p>3. 広聴相談活動 【市民部・区本部】</p> <p>(1) 電話による問合せ窓口の設置</p> <p>ア 市民部は、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問合せや相談に対応し、<del>情報提供等を行うため、災对本部事務局と協議の上、関係する部の協力を得て「問合せ専用チーム」（仮称。以下同じ）を組織し電話相談窓口を設置する。</del></p> <p>イ <del>「問合せ専用チーム」は、災对本部事務局と協議し、問合せへの対応方法を定め、その内容を掲示する等により班員に周知し、対応の迅速化を図る。</del></p> <p>ウ <del>「問合せ専用チーム」は、当日の問合せ内容、件数を記録、集約し、災对本部事務局に報告を行う。ただし、市民からの情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに災对本部事務局に報告を行う。</del></p> <p>エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問合せ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問合せや相談等に対応する。</p>	<p>3. 広聴相談活動 【市民部・区本部】</p> <p>(1) 電話による問合せ窓口の設置</p> <p>ア 市民部は、災害の状況により必要な場合、<u>災对本部事務局と協議のうえ、電話による問合せ窓口を設置する。なお、設置にあたっては、仙台市総合コールセンターの活用も検討する。</u></p> <p>イ <u>問合せ窓口は、災对本部事務局や関係する部及び関係機関と連絡を密にしながら、電話による市民からの問合せへの回答や情報収集などの対応を行う。</u></p> <p>ウ <u>問合せ窓口は、当日の問合せ内容、件数を記録、集約し、災对本部事務局に報告を行う。ただし、市民からの情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに災对本部事務局に報告を行う。</u></p> <p>エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問合せ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問合せや相談等に対応する。</p>	<p>コールセンター開設に伴う修正</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>P78 第2章 第8節 災害広報・広聴計画</p>	<p>(2) 総合市政相談窓口の設置 市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問合せや相談等に対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）を市役所内に、また、市政相談窓口（市政相談所）を各区役所内に設置し、広聴相談を実施する。 この場合、必要に応じ、災対本部事務局と調整を図り、関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。 なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。 <b>（資料9-4「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）</b></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制 市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」（事務局：東北管区行政評価局）の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努める。 ※「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会（構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 34機関）が国の防災基本計画に基づき、申合せを行った大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問合せ等に応じるための総合的な相談窓口である。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>(8) 広聴相談体制フロー</p> <p>※ 市民部及び区本部は、必要に応じ電話による相談窓口を設置し対応する。</p>	<p>(2) 総合市政相談窓口の設置 市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問合せや相談等に対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）<u>または</u>市政相談窓口（市政相談所）を<u>設置する</u>。 この場合、必要に応じ、災対本部事務局と協議のうえ、関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。 なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。 <b>（資料9-4「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）</b></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制 市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」（事務局：東北管区行政評価局）の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努める。 ※「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会（構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 42機関）が国の防災基本計画に基づき、申合せを行った大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問合せ等に応じるための総合的な相談窓口である。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>(8) 広聴相談体制フロー</p> <p>※ 市民部及び区本部は、必要に応じ電話による<u>問合せ</u>窓口を設置し対応する。</p>	<p>コールセンター開設に伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>コールセンター開設に伴う修正</p>

旧頁	旧	新	備考																																		
P97 第2章 第12節 避難所運営計画	<p><b>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ</b> 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難所の開設 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><b>〈避難所開設基準〉</b></p> <table border="1" data-bbox="329 663 1427 1860"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8:30 ~ 17:00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> <td>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td></td> <td>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td></td> <td>○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・市内において大規模停電が発生したとき。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	・休日 ・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき		○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	④その他の場合		○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・市内において大規模停電が発生したとき。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。	<p><b>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ</b> 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難所の開設 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><b>〈避難所開設基準〉</b></p> <table border="1" data-bbox="1486 663 2585 1860"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8:30 ~ 17:15)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜間 (17:15 ~ 翌8:30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td></td> <td>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td></td> <td>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>④その他の場合</td> <td></td> <td>○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・市内において大規模停電が発生したとき。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:15)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	・休日 ・平日夜間 (17:15 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき		○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	④その他の場合		○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・市内において大規模停電が発生したとき。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。	<p>避難所開設基準における時間区分の記載の適正化</p>
条	件	開設方法																																			
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
	・休日 ・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき		○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
④その他の場合		○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・市内において大規模停電が発生したとき。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。																																			
条	件	開設方法																																			
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:15)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
	・休日 ・平日夜間 (17:15 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき		○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等		○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																																			
④その他の場合		○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・市内において大規模停電が発生したとき。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。																																			

旧頁	旧	新	備考
P97 第2章 第12節 避難所運営計画	<p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。            (資料 6-15「避難勧告等発令に伴う開設避難所等一覧」参照)</p> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。            (施設管理者：第2章 第12節「避難所運営計画」第2項(6)、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」第2項(1)参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。            ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。            (資料 6-15「避難勧告等発令に伴う開設避難所等一覧」参照)</p> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。            (施設管理者：第2章 第12節「避難所運営計画」第2項(6)、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」第2項(1)参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。            ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p> <p>(3)～(8) 略</p>	
P101 第2章 第12節 避難所運営計画	<p><b>3. 避難所運営</b> 【関係各部、区本部】            (中略)</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難者への配慮</p> <p>① 略</p> <p>② 避難所の空間配置（総務班）            避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。            居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。  <u>また、共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</u></p> <p>③ ～ ⑪ 略</p> <p>(6) ～ (8) 略</p>	<p><b>3. 避難所運営</b> 【関係各部、区本部】            (中略)</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難者への配慮</p> <p>① 略</p> <p>② 避難所の空間配置（総務班）            避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。            居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。<u>また、体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ、手洗い場等を確保するよう努める。</u>            共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。</p> <p>③ ～ ⑪ 略</p> <p>(6) ～ (8) 略</p>	感染症対策として行う体調不良者のスペース確保等を追記
P116 第2章 第15節 緊急輸送計画	<p><b>3. 道路交通の確保</b> 【市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等の実施            建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。            なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、</p>	<p><b>3. 道路交通の確保</b> 【市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等の実施            建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。            なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、</p>	

旧頁	旧	新	備考
<p>P117 第2章 第15節 緊急輸送計画</p>	<p>緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、通行を確保する。この場合、通常生ずべき損失については、第24節の規定に基づき補償するものとする。</p> <p>また、道路啓開を行う路線の優先順位を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 略</p> <p>イ <b>宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路</b>  <del>災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出入のため、必要最小限通行を確保する</del> <del>県域でのネットワーク構成路線及び災害復旧活動の支援等に用いる河川敷道路。</del> <del>優先順位は以下のとおり。</del></p> <p><del>第1次緊急輸送道路</del> <del>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する。</del></p> <p><del>第2次緊急輸送道路</del> <del>第1次緊急輸送道路と市・区役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害拠点病院、自衛隊等）を連絡する。</del></p> <p><del>第3次緊急輸送道路</del> <del>その他の防災・輸送拠点との連絡を図る。</del></p> <p>ウ 略</p> </div> <p>応急措置及び体制については、第17節「二次災害の防止」に定めるところによる。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p>	<p>緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、通行を確保する。この場合、通常生ずべき損失については、第24節の規定に基づき補償するものとする。</p> <p>また、道路啓開を行う路線の優先順位を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 略</p> <p>イ <b>宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路</b>  <u>災害時における救急医療、物資供給等の緊急的な輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路として指定する路線。優先順位は以下のとおり。</u></p> <p><u>第1次緊急輸送道路 第1次防災拠点及び隣接県を結ぶ主要道路</u>  <u>※第1次防災拠点：地方公共団体（県庁及び県内7地方生活圏の中心都市）、空港、主要港湾、仙台駅、広域防災拠点、圏域防災拠点</u></p> <p><u>第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</u>  <u>※第2次防災拠点：地方公共団体（第1次以外）、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾（第1次以外）、地方公共機関、病院（災害拠点病院）、広域避難場所、物資拠点（ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所）</u></p> <p><u>第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路</u>  <u>※第3次防災拠点：保健所、病院（第2次緊急医療施設）、物資拠点（駅（第2次以外））、地域物資・活動拠点</u></p> <p>ウ 略</p> </div> <p>応急措置及び体制については、第17節「二次災害の防止」に定めるところによる。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p>	<p>緊急輸送道路の定義の変更に伴う修正</p>
<p>P124 第2章 第16節 廃棄物処理計画</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬 【環境部】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>① ～ ③ 略</p> <p>④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等に</p>	<p>2. 一般廃棄物の収集運搬 【環境部】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p>ア し尿の収集・処理方法</p> <p>① ～ ③ 略</p> <p>④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等に</p>	

旧頁	旧	新	備考
	<p>よって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。</p> <p>イ 略</p>	<p>よって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ、<u>避難所における</u>災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。</p> <p>イ 略</p>	表現の修正
<p>P126 第2章 第16節 廃棄物処理計画</p>	<p><b>3. 災害によるがれき等震災廃棄物の処分</b> 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等から国土交通省「建設廃棄物排出量の将来予測」及び過去の地震災害のデータを参考に原単位を求め、震災ごみの発生量を推計する。次に、震災で破損した家具・家電製品等の粗大ごみや建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。</p> <p>なお、アスベスト含有有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。</p> <p>各区本部等の協力により、がれきの発生状況を把握し、速やかに処理計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <b>アスベスト含有有害廃棄物の処理</b></p> <p>アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。</p>	<p><b>3. 災害によるがれき等震災廃棄物の処分</b> 【環境部】</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等から国土交通省「建設廃棄物排出量の将来予測」及び過去の地震災害のデータを参考に原単位を求め、震災ごみの発生量を推計する。次に、震災で破損した家具・家電製品等の粗大ごみや建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。</p> <p>なお、アスベスト含有有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。</p> <p>各区本部等の協力により、がれきの発生状況を把握し、速やかに処理計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <b>アスベスト含有有害廃棄物の処理</b></p> <p>アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。</p>	時点修正
<p>P133 第2章 第17節 二次災害の防止</p>	<p><b>8. 避難所等の安全性確認の支援について（被害が甚大である場合）</b> 【都市整備部】</p> <p>(1) 目的</p> <p><u>地震で被害を受けた</u>避難所等の開設に当たり施設管理者が行う安全確認を支援し、余震等による建築物の倒壊や非構造部材の落下等から生ずる二次被害を防止する。</p> <p>(2) 略</p>	<p><b>8. 避難所等の安全性確認の支援について（大地震の場合）</b> 【都市整備部】</p> <p>(1) 目的</p> <p><u>大地震後の</u>避難所等の開設に当たり施設管理者が行う安全確認を支援し、余震等による建築物の倒壊や非構造部材の落下等から生ずる二次被害を防止する。</p> <p>(2) 略</p>	表記の適正化
<p>P174 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画</p>	<p><b>8. 応急給水補完対策</b> 【環境部、各部、区本部】</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>井戸水の活用</b></p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p>	<p><b>8. 応急給水補完対策</b> 【環境部、各部、区本部】</p> <p>主に生活水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>井戸水の活用</b></p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p>	



旧頁	旧	新	備考																												
P174 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画	<p style="text-align: center;">&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">青葉区</th> <th style="width: 15%;">宮城野区</th> <th style="width: 15%;">若林区</th> <th style="width: 15%;">太白区</th> <th style="width: 15%;">泉区</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">279</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	131	44	47	35	22	279	<p style="text-align: center;">&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">青葉区</th> <th style="width: 15%;">宮城野区</th> <th style="width: 15%;">若林区</th> <th style="width: 15%;">太白区</th> <th style="width: 15%;">泉区</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">282</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	44	48	35	22	282	時点修正
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	131	44	47	35	22	279																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	44	48	35	22	282																									
P175 第2章 第27節 電力施設災害 応急計画	<p style="text-align: center;"><b>第27節 電力施設災害応急計画</b></p> <p style="text-align: center;">〔東北電力株式会社〕</p> <p>電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。</p> <p><b>1. 要員の確保</b></p> <p>宮城県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、支店及び県内全事業所は、自動的に第二非常体制に入り、社員は呼集を待つことなく出動する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第27節 電力施設災害応急計画</b></p> <p style="text-align: center;">〔東北電力株式会社、<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>〕</p> <p>電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。</p> <p><b>1. 要員の確保</b></p> <p>宮城県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、支店、<u>支社</u>及び県内全事業所は、自動的に第二非常体制に入り、社員は呼集を待つことなく出動する。</p>	分社化・指定公共機関指定に伴う記載追加																												
P176 第2章 第27節 電力施設災害 応急計画	<p><b>6. 応急工事</b></p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 災害時における安全衛生</p> <p>作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;東北電力株式会社非常災害連絡系統図&gt;</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[宮城支店・支社災害対策本部 (連絡室)] --- B[仙台電力センター 災害対策本部 (連絡室)]     A --- C[仙台北電力センター・営業所 災害対策本部 (連絡室)]     A --- D[仙台南電力センター・営業所 災害対策本部 (連絡室)]     A --- E[塩釜電力センター 災害対策本部 (連絡室)]           </pre> </div> <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	<p><b>6. 応急工事</b></p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 災害時における安全衛生</p> <p>作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;東北電力株式会社・<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>非常災害連絡系統図&gt;</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[宮城支店・支社災害対策本部 (連絡室)] --- B[仙台電力センター 災害対策本部 (連絡室)]     A --- C[仙台北電力センター・営業所 災害対策本部 (連絡室)]     A --- D[仙台南電力センター・営業所 災害対策本部 (連絡室)]     A --- E[塩釜電力センター 災害対策本部 (連絡室)]           </pre> </div> <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	分社化・指定公共機関指定に伴う記載追加																												
P179 第2章 第29節	<p><b>5. 復旧計画</b></p> <p>供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。</p> <p>(1) ~ (6)</p>	<p><b>5. 復旧計画</b></p> <p>供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。</p> <p>(1) ~ (6)</p>																													

旧頁	旧	新	備考												
ガス施設災害 応急計画	(7) 開栓 (供給再開)  <p style="text-align: center;">＜復旧対策基本フロー＞</p>	(7) 開栓 (供給再開)  <p style="text-align: center;">＜復旧対策基本フロー＞</p>	業務フローの変更に伴う修正												
P187 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	1. 実施機関及び担当業務 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市整備部</td> <td>           (庶務班)            ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する            こと            ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に            関すること            (公共建築班)            ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所の選定に関する            こと            ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設及び解体に関する            こと            ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する            こと            ・災害公営住宅の建設に関する            こと            (住宅政策班)            ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する            こと            ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備の総括に関する            こと            ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所及び当該場所における建            設            戸数の決定に関する            こと            ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設用地の提供受入れに関する            こと            ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・         </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)		都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備の総括に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所及び当該場所における建 設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設用地の提供受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・	1. 実施機関及び担当業務 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市整備部</td> <td>           (庶務班)            ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する            こと            ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に            関すること            (公共建築班)            ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する            こと            ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する            こと            ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する            こと            ・災害公営住宅の建設に関する            こと            (住宅政策班)            ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する            こと            ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する            こと            ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建            設            戸数の決定に関する            こと            ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する            こと            ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・         </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)		都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建 設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・	災害救助法に基 づく修正
実施機関	担当業務														
(中略)															
都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備の総括に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設場所及び当該場所における建 設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設用地の提供受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・														
実施機関	担当業務														
(中略)															
都市整備部	(庶務班) ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に 関すること (公共建築班) ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する こと ・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する こと ・災害公営住宅の建設に関する こと (住宅政策班) ・応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建 設 戸数の決定に関する こと ・応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する こと ・応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・														

旧頁	旧		新		備考
P187 第2章 第33節 住宅応急対策 計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れに関する事</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事</li> <li>・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事</li> <li>・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事</li> <li>・被災者の市営住宅への入居に関する事</li> <li>・災害公営住宅の計画及び整備に関する事</li> <li>・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れに関する事</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する事</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関する事</li> <li>・市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事</li> <li>・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事</li> <li>・被災者の市営住宅への入居に関する事</li> <li>・災害公営住宅の計画及び整備に関する事</li> <li>・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</li> </ul>	災害救助法に基づく修正
<p><b>2. 応急仮設住宅対策の基本方針</b> 【財政部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>都市整備部は、各種被害状況の情報収集に努める。被害状況を把握し、健康福祉部及び都市整備部で協議のうえ、応急仮設住宅供与の必要性を判断し、必要と判断した場合には、供与に関する基本方針を策定する。なお、借上げ公営住宅及びプレハブ仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅： 民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2) 借上げ公営住宅等： 公営住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの …下記4</p> <p>(3) <del>プレハブ仮設住宅</del>： 新規に建設するプレハブ等の簡易な構造の仮設住宅 …下記5</p>	<p><b>2. 応急仮設住宅対策の基本方針</b> 【財政部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>都市整備部は、各種被害状況の情報収集に努める。被害状況を把握し、健康福祉部及び都市整備部で協議のうえ、応急仮設住宅供与の必要性を判断し、必要と判断した場合には、供与に関する基本方針を策定する。なお、借上げ公営住宅及び建設型応急住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅： 民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2) 借上げ公営住宅等： 公営住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの …下記4</p> <p>(3) <u>建設型応急住宅</u>： 新規に建設するプレハブ・木造等の仮設住宅 …下記5</p>				

旧頁	旧	新	備考
P188 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	<p style="text-align: center;"><b>&lt;応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">借上げ民間賃貸住宅の申込み受付 借上げ公営住宅等の確保 <del>プレハブ仮設住宅の建設</del></p> <p><b>3. 借上げ民間賃貸住宅</b> 【総務部、健康福祉部】</p> <p>仙台市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</p> <p><del>受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</del></p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">借上げ民間賃貸住宅の申込み受付 借上げ公営住宅等の確保 建設型応急住宅の建設</p> <p><b>3. 借上げ民間賃貸住宅の供与</b> 【総務部、健康福祉部】</p> <p><u>災害救助法が適用される大規模災害が発生したとき、本市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</u></p> <p><b>(1) 供与物件の確保</b></p> <p><u>県と本市が連携して借上げ民間賃貸住宅の供与が県内の被災者へ公平かつ迅速に行われるよう、県の連絡調整の下で実施される。</u></p> <p><u>本市は、県及び不動産関係3団体（※）との「災害時における民間賃貸住宅提供等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け平常時からその借上げ方法、役割分担等について関係3団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p><u>（※）（公社）宮城県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮城県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会</u></p> <p><b>(2) 借上げ民間賃貸住宅に関する事務フロー</b></p>	<p>災害救助法に基づく救助実施市の指定を受けたことによる修正</p>

旧頁	旧	新	備考
P188 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	(追加)	<div style="text-align: center;"> <b>応急仮設住宅借上げフロー</b>            【県又は仙台市が選定した物件で手続きする場合】         </div> <p>※ ただし、災害の規模や手続きの効率化等を図るため、関係団体等への一部業務委託や、市町村との業務分担により対応する場合があります。</p> <div style="text-align: center;"> <b>応急仮設住宅借上げフロー</b>            【被災者自身が選定した物件で手続きする場合】         </div> <p>※ ただし、災害の規模や手続きの効率化等を図るため、関係団体等への一部業務委託や、市町村との業務分担により対応する場合があります。</p>	災害救助法に基づき修正

旧頁	旧	新	備考
P189 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	<p>4. 略</p> <p>5. <b>プレハブ仮設住宅の建設</b> 【財政部、健康福祉部、都市整備部】            借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 災害救助法との関係            災害救助法の適用有無に関わらず、応急仮設住宅対策の基本方針により<b>プレハブ仮設住宅</b>が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として建設を行い、入居者を選定する。</p> <p>(2) 建設用地の確保及び選定            財政部は、<b>プレハブ仮設住宅</b>の建設が可能と思われる市有地のリストの更新を適宜行う。            都市整備部は、建設用地の現地調査により、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺的生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。            震災後に民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>4. 略</p> <p>5. <b>建設型応急住宅の建設</b> 【財政部、健康福祉部、都市整備部】            借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 災害救助法との関係            災害救助法の適用有無に関わらず、応急仮設住宅対策の基本方針により<b>建設型応急住宅</b>が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として建設を行い、入居者を選定する。</p> <p>(2) 建設用地の確保及び選定            財政部は、<b>建設型応急住宅</b>の建設が可能と思われる市有地のリストの更新を適宜行う。            都市整備部は、建設用地の現地調査により、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺的生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。            震災後に民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。</p> <p>(3) 略</p>	災害救助法に基づく修正

旧頁	旧	新	備考
<p>P191 第2章 第33節 住宅応急対策 計画</p>	<p>(4) <b>プレハブ仮設住宅</b>に関する事務フロー</p> <p>※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。</p> <p>(5) <b>プレハブ仮設住宅</b>の整備 <b>プレハブ仮設住宅</b>の整備に係るその他の事項については、応急仮設住宅の整備に係る実施計画に定める。</p> <p>6. 略</p>	<p>(4) <b>建設型応急住宅</b>に関する事務フロー</p> <p>※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。</p> <p>(5) <b>建設型応急住宅</b>の整備 <b>建設型応急住宅</b>の整備に係るその他の事項については、応急仮設住宅の整備に係る実施計画に定める。</p> <p>6. 略</p>	<p>災害救助法に基づき修正</p>

旧頁	旧	新	備考
P192 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去〔<u>財政部、健康福祉部</u>〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災住宅の応急修理          災害のため、<del>被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理し居住環境の確保を図るため、被災住宅の応急修理を行う。</del></p> <p>ア 対象者          災害によって、<del>住家が一部損壊（準半壊）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯</del>          なお、全壊の場合は、応急修理を行うことにより居住が可能である場合のみ対象となる。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>(5) 応急修理等に関する事務処理</p> <p style="text-align: center;">&lt;被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する事務処理&gt;</p>	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去〔<u>財政部、健康福祉部</u>〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災住宅の応急修理          災害のため<del>住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態であって、応急的に修理すれば居住可能な場合に、必要最低限の修理を行う。</del></p> <p>ア 対象者          災害によって、<del>住家が半壊、準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模半壊の被害を受けた者</del>          なお、全壊の場合は、応急修理を行うことにより居住が可能である場合のみ対象となる。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>(5) 応急修理等に関する事務処理</p> <p style="text-align: center;">&lt;被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する事務処理&gt;</p>	<p>表現の修正</p> <p>表記の適正化</p>
P194 第2章 第33節 住宅応急対策 計画	<p>9. 人員体制について</p> <p>東日本大震災時の経験を踏まえ、応急仮設住宅の入退去の募集及び審査、被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。</p>	<p>9. 人員体制について〔<u>総務部、財政部</u>〕</p> <p>東日本大震災時の経験を踏まえ、応急仮設住宅の入退去の募集及び審査、被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。</p>	<p>担当部の追加</p>



旧頁	旧	新	備考																																																																																																																																																																										
P200 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	<p><b>2. 被災者生活再建支援金の支給</b>〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の再建を支援する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>対象世帯</b></p> <p>上記の災害により</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) <b>支援金の支給額</b></p> <p>支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="379 1234 1377 1640"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>A 基礎支援金</th> <th colspan="2">B 加算支援金</th> <th rowspan="2">計 A+B</th> </tr> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全壊世帯には、大規模・半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯が含まれる。            ※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。</p>	区 分		A 基礎支援金	B 加算支援金		計 A+B	住宅の被害程度	住宅の再建方法		複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250				補修	100	150				賃借	50	100	単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	補修	75	150	賃借	37.5	112.5	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5				補修	75	112.5				賃借	37.5	75	<p><b>2. 被災者生活再建支援金の支給</b>〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の再建を支援する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>対象世帯</b></p> <p>上記の災害により</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p><u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>(3) <b>支援金の支給額</b></p> <p>支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="1537 1234 2534 1812"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>A 基礎支援金</th> <th colspan="2">B 加算支援金</th> <th rowspan="2">計 A+B</th> </tr> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>中規模半壊世帯</u></td> <td><u>＝</u></td> <td><u>建設・購入</u></td> <td><u>100</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>補修</u></td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>賃借</u></td> <td><u>25</u></td> <td><u>25</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>中規模半壊世帯</u></td> <td><u>＝</u></td> <td><u>建設・購入</u></td> <td><u>75</u></td> <td><u>75</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>補修</u></td> <td><u>37.5</u></td> <td><u>37.5</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>賃借</u></td> <td><u>18.75</u></td> <td><u>18.75</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全壊世帯には、大規模・半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯が含まれる。            ※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。</p>	区 分		A 基礎支援金	B 加算支援金		計 A+B	住宅の被害程度	住宅の再建方法		複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250				補修	100	150				賃借	50	100		<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>100</u>	<u>100</u>				<u>補修</u>	<u>50</u>	<u>50</u>				<u>賃借</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	補修	75	150	賃借	37.5	112.5	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5				補修	75	112.5				賃借	37.5	75		<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>75</u>	<u>75</u>				<u>補修</u>	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>				<u>賃借</u>	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>	<p>被災者生活再建支援法の一部改正に伴う修正</p> <p>被災者生活再建支援法の一部改正に伴う修正</p>
区 分				A 基礎支援金	B 加算支援金			計 A+B																																																																																																																																																																					
		住宅の被害程度	住宅の再建方法																																																																																																																																																																										
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300																																																																																																																																																																								
			補修	100	200																																																																																																																																																																								
			賃借	50	150																																																																																																																																																																								
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																																																																																																																																																								
			補修	100	150																																																																																																																																																																								
			賃借	50	100																																																																																																																																																																								
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225																																																																																																																																																																								
			補修	75	150																																																																																																																																																																								
			賃借	37.5	112.5																																																																																																																																																																								
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																																																																																																																																																																								
			補修	75	112.5																																																																																																																																																																								
			賃借	37.5	75																																																																																																																																																																								
区 分		A 基礎支援金	B 加算支援金		計 A+B																																																																																																																																																																								
		住宅の被害程度	住宅の再建方法																																																																																																																																																																										
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300																																																																																																																																																																								
			補修	100	200																																																																																																																																																																								
			賃借	50	150																																																																																																																																																																								
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																																																																																																																																																								
			補修	100	150																																																																																																																																																																								
			賃借	50	100																																																																																																																																																																								
	<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>100</u>	<u>100</u>																																																																																																																																																																								
			<u>補修</u>	<u>50</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																																								
			<u>賃借</u>	<u>25</u>	<u>25</u>																																																																																																																																																																								
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225																																																																																																																																																																								
			補修	75	150																																																																																																																																																																								
			賃借	37.5	112.5																																																																																																																																																																								
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																																																																																																																																																																								
			補修	75	112.5																																																																																																																																																																								
			賃借	37.5	75																																																																																																																																																																								
	<u>中規模半壊世帯</u>	<u>＝</u>	<u>建設・購入</u>	<u>75</u>	<u>75</u>																																																																																																																																																																								
			<u>補修</u>	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>																																																																																																																																																																								
			<u>賃借</u>	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>																																																																																																																																																																								

旧頁	旧	新	備考
P211 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画	<b>24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</b> (1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの） 災害対策基本法第90条の2、仙台市罹災証明等取扱要綱（平成28年2月9日危機管理監決裁）及び仙台市罹災証明等事務取扱要領（平成28年2月10日財政局長決裁）に基づき、住家及び非住家（以下「住家等」という。）について火災以外の災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。 ア 略 イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。 ウ 略 (2) ～ (3) 略	<b>24. 罹災証明書等の発行〔財政部、消防部、区本部〕</b> (1) 罹災証明書（火災以外の原因に起因するもの） 災害対策基本法第90条の2、仙台市罹災証明等取扱要綱（平成28年2月9日危機管理監決裁）及び仙台市罹災証明等事務取扱要領（平成28年2月10日財政局長決裁）に基づき、住家及び非住家（以下「住家等」という。）について火災以外の災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。 ア 略 イ 判定基準 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））を参考として本市において定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の判定を行う。 ウ 略 (2) ～ (3) 略	時点修正